

茨木市障害者差別解消支援協議会について

障害者差別解消支援協議会は、障害を理由とする差別に関する相談や相談事例を踏まえた差別解消の取り組みを効果的に円滑に行うための関係機関のネットワークとして平成 30 年 8 月に設置し、平成 31 年 8 月からあっせんの手続きを開始するものである。

委員は、障害者地域自立支援協議会障害当事者部会の方や、学識経験者、福祉関係者、保健・医療関係者、教育関係者、関係団体から推薦された者、障害者相談支援事業者、商店会等その他事業者、関係行政機関の職員、計 15 人で構成されている。

○茨木市障害者差別解消支援協議会会議内容について

第 1 回 茨木市障害者差別解消支援協議会（平成 30 年 8 月 9 日）

【説明事項】

- 1 茨木市障害者差別解消支援協議会について
- 2 本市の条例及び障害を理由とする差別の解消に向けた取り組みについて

【報告事項】

- 3 障害を理由とする差別に関する相談の流れについて
- 4 あっせんについて
- 5 今後の検討事項について（あっせん等に関する要領案）
- 6 関係機関より情報提供（委員からの新聞記事の情報提供）

第 2 回 茨木市障害者差別解消支援協議会（平成 30 年 11 月 7 日）

【グループワーク】

- 1 “共に生きるまち”の姿とは？～それぞれの立場から～

【協議事項】

- 2 あっせん要領（案）について

【報告事項】

- 3 障害者差別解消に係る相談対応研修について
- 4 関係機関より情報提供（委員からの新聞記事の情報提供）